

公益社団法人 日本気象学会
役員報酬・退職金規程

制定 平成 23 年 (2011 年) 5 月 19 日

改正 平成 25 年 (2013 年) 4 月 10 日

改正 平成 31 年 (2019 年) 4 月 15 日

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本気象学会 (以下、「この法人」という。) の役員 (理事及び監事) に対する報酬及び退職金の支給については、定款第 30 条の定めるところによる。

(報酬等)

第 2 条 この法人の役員には、その在任中報酬を支給しない。また、退任時において退職金は支給しない。

附則

- 1 この規定は、2011 年 5 月 19 日より施行する。
- 2 (平成 25 年 4 月 10 日 理事会議決) 規定から規程に変更し、平成 25 年 (2013 年) 4 月 10 日から施行する。
- 3 (平成 31 年 4 月 15 日 理事会議決) この規程の変更は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。